

# 酪農学園大学三愛金庫貸付金規程

制 定 1979(昭和54)年11月1日

最終改正 2020(令和2)年7月2日

三愛金庫は、昭和54年9月4日附属農場火災時における学生諸君の献身的な協力に対し、酪農学園並びに大学・短期大学から贈られた基金をもって設立した短期貸付金制度である。

この制度は、学生の福利厚生を図るとともに、火災時に示した学生諸君の強い母校愛と相互扶助の精神を永く記念するものである。

## (目的)

第1条 三愛金庫貸付金制度は、本学学生が緊急不時の出費を必要とする場合、無利子による短期の貸付を行い、学生の利便を図ることを目的とする。

## (貸付額)

第2条 本貸付金は1人1回につき、50,000円以内とする。

## (貸付期間)

第3条 貸付期間は、貸付日の翌日から60日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、更に30日延長することができる。

## (申込資格)

第4条 貸付の申込資格は、学生及び大学院生とする。ただし、貸付金の返還未納額がある者には、重複しての貸付を行わない。

2 卒業予定学生に対しては、原則として1月以降の貸付を行わない。

## (貸付の基準)

第5条 貸付の基準は、次のとおりとする。

- (1) 急病その他、不測の事態により当座の出費に窮迫した場合
- (2) 緊急帰省、その他必要やむを得ない事由による旅行などに費用の不足を生じた場合
- (3) 修学上及び学生生活の維持のため緊急に必要な場合

## (返還)

第6条 貸付金の返還は、一括返還とする。

## (申込手続)

第7条 貸付を希望する者は、別に定める申込書に必要事項を記入し、教育センター学生支援課に申し込むこととする。

## (借用証書)

第8条 貸付決定者は、別に定める借用証書を教育センター学生支援課に提出することとする。ただし、教育センター学生支援課用と学生用申込書に契印をし、貸付金とともに学生用申込書を学生に交付することによって借用証書に代える。

(事務)

第9条 本制度に関する事務は、教育センター学生支援課で行う。

(細則)

第10条 本規程の実施について、必要な事項は、別に細則を設けることができる。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、学生生活援護会の議を経て、学生生活援護会理事長が決定する。

附 則

この規程は、1979（昭和54）年11月1日に制定施行する。

附 則

この規程は、1990（平成2）年4月1日に改正する。

附 則

この規程は、1993（平成5）年4月1日に改正する。

附 則

この規程は、1998（平成10）年4月1日に改正する。

附 則

この規程は、2012（平成24）年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、2019（令和元）年6月27日に改正し、2019（平成31）年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020（令和2）年7月2日に改正、施行する。